

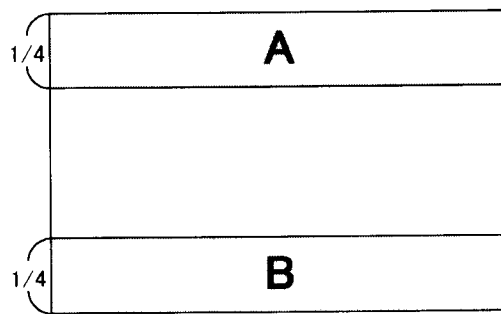
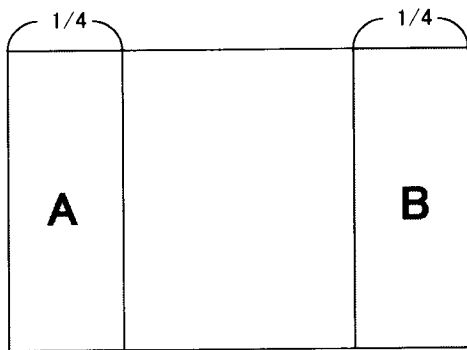
## 木造軸組みの設置基準 (建設省告示1352号)

**従来**

建築基準法には「釣り合い良く配置する事」とだけ明記されており、具体的な壁の配置規定については示されていなかった。

**新基準**

- 1 偏心率30%以内である事。
- 2 けた行及び張り間方向別で、それぞれ両端から1/4ずつの存在壁量が2倍以内であること。



各々、Aの存在壁量が多くBが少ない場合、 $B \div A$ が0.5以下であればOK。

## 木造の継手及び仕口の構造方法 (建設省告示1460号)

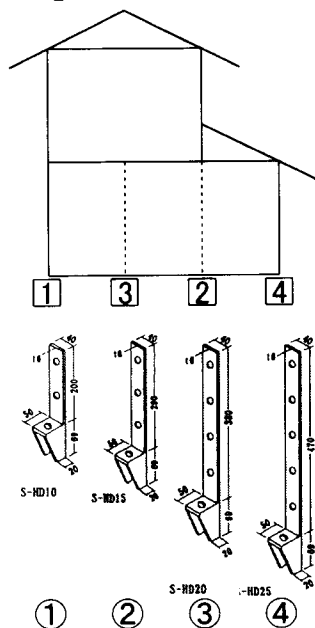
**従来**

建築基準法には「くぎその他の金物を使用」とだけ明記されており、具体的な接合方法については示されていなかった。

**新基準**

- 1 筋交いのサイズによって、筋交いを止める金物が指定された。
- 2 柱の位置、筋交いの強さで柱を止める接合金物が指定された。強い壁には強い金物を使用する事が規定。

【ホールダウン金物の使用規定】



- ① の柱に2.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を使用  
2.5倍の壁が取り付けいていた場合、③を使用  
3.0倍の壁が取り付けいていた場合、④を使用  
4.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を2つ使用
- ② の柱に2.5倍の壁が取り付けいていた場合、①を使用  
3.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を使用  
4.0倍の壁が取り付けいていた場合、③を使用
- ③ の柱に4.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を使用
- ④ の柱に3.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を使用  
4.0倍の壁が取り付けいていた場合、②を使用